

# 戸塚区連合町内会自治会連絡会9月定例会 議 題 説 明 書

経済局消費経済課

**議題名：横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】**

**【内容】**

消費生活推進員制度について、今期の委嘱期間をもって、休止することを検討しました。しかし、これまでいただいた様々なご意見を受け、経済局として再検討した結果、現時点では、消費生活推進員制度を休止することとはせず、引き続き、各区の実状に応じた運用とすることとします。  
また、制度の実施・不実施にかかわらず、消費者被害の未然防止に取り組みます。皆様のご理解・ご協力をお願いします。

**【例年あげている議題か？】**

今回初めての議題です。

**【会議に参加している地区連長が、各地区の単会会長に何を伝えればいいのか？】  
【各単会の会長に何を依頼したいのか？】(具体的に記入してください。)**

**【区連長】** ご承知おきください。

**【地区連長】** ご承知おきください。

**【単会会長】**

**【その他、注意することなど】**

---

問合せ先 経済局

---

担当部署 消費経済課

---

担当者名 新田、長岡

---

TEL 045(671)2584 FAX 045(664)9533

---

## 横浜市消費生活推進員制度について【事業説明】

### 1 趣旨

消費生活推進員制度は、昭和 56 年度の制度開始からこれまで、消費者被害防止の啓発や見守り活動等、本市消費者行政の重要な役割を担っていただいています。

一方、単身世帯の増・共働き世帯の増・高齢者の就労機会の増大等によるライフスタイルの変化や消費生活推進員制度が全区で実施されていない現状、そして、デジタル社会の進展等に伴う消費者被害の多様化・複雑化や本市の財政状況等も鑑み、この度、今期（令和 6 年度末）をもって、消費生活推進員制度の休止を検討しました。

しかし、これまでいただいた様々なご意見を受け、経済局として、再検討した結果、**現時点では、消費生活推進員制度を休止することとはせず、引き続き、各区の実情に応じた運用とすることとします。**

また、消費生活推進員制度を実施されていない区にも消費者問題の情報が速やかに伝わるように取り組みますので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

#### 《参考》

■ R 2 年度 自治会町内会アンケート 「委嘱委員の候補者探し」：  
難しい 56% やや難しい 28% 計 84%

■ 現在の消費生活推進員制度 実施状況

【実施区】 鶴見、中、南、港南、旭、磯子、緑、都筑、戸塚、栄、瀬谷

【不実施区】 神奈川、西、金沢、保土ヶ谷、泉、港北、青葉

### 2 お願いしたいこと

【区連長】 ご承知おきください。

【地区連長（制度実施区）】 ご承知おきください。

### 3 今後の横浜市の消費者行政について

消費生活推進員の皆様には、地域に根差した普及啓発や高齢者等の見守りにご尽力いただいていたと感謝しており、引き続きのご協力をお願いします。

消費生活推進員制度の実施・不実施にかかわらず、全市的に一定の水準を確保できるように経済局・区・消費生活総合センター等で連携を密にして、消費者被害の未然防止に取り組んでいきますので、地域の皆様のご協力をお願いします。